

## 知的資産の考え方

成城大学教授 村本 孜

知的資産という言葉が目につくようになった。日本では、野村総研が1999年以降『知的資産創造』という知的資産を冠した定期刊行物を発行している。この『知的資産創造』は情報通信・ITなどに軸足をおいてナレッジ・マネジメントなどを論じており、どちらかといえば資産創造に知的が加わった印象がある。これに対して、最近目にする「知的資産」はまさに目に見えない資産、定量的ではない定性的な資産を表している言葉である。

10年ほど前からEU諸国で知的資本(intellectual capital)という概念への取り組みが行なわれるようになった。1990年代末、欧州委員会は知的資産という当時未開拓領域の研究に着手し、MERITUM (Measuring Intangibles To Understand and improve innovation Management)プロジェクト(1998~2001)を立ち上げた。これはナレッジ型経済への移行に伴い、伝統的な財務報告の限界と新たな測定モデルの構築の必要性を受けたもので、無形財へのマネジメントとレポーティングのガイドラインの策定を目的とするものであった。スキャンディナビア3カ国とデンマーク、フランス、スペインが参加したこのプロジェクトでは、ガイドラインが整備され、発表された(MERITUM[2002])。これらの研究に合わせて、2000年にはJournal of Intellectual Capital (Emerald)が発刊されたことで明らかなように、相当の研究の蓄積がなされている。

このような動向を知るようになったのは、経済産業省の産業構造審議会・新成長政策部会経営・知的資産小委員会の「中間報告書」(05年8月)で知的資産経営の重要性が示され、同年10月発表の同省「知的資産経営の開示ガイドライン」を受けて、知的資産経営の中小企業版

の作成を打診されたことに遡る。産構審の議論がどちらかといえば規模の大きな企業に傾斜しており、中小企業にとっての知的資産にいかなる含意があるかが課題であった。06年初めからこの課題に取り組み、同年3月に「中小企業知的資産経営研究会中間報告」を取りまとめた。

この議論を重ねるうちに、知的資産とは、金融審議会でも議論した地域密着型金融(リレーションシップ・バンキング、以下リレバン)でいうところのソフト情報であることを確認するに到った。リレバンは目利きの重要性に着目し、ハード情報(定量情報、財務情報)だけでなく、ソフト情報(定性情報、非財務情報)の評価を行なうことに力点を置く。知的資産はまさにこのソフト情報そのものなのである。先の06年3月中間報告書では「企業等の競争力の源泉としての、人材、技術、技能、知的財産(特許、ブランド等)、組織力、顧客とのネットワークなど、財務諸表には現れてこない資産の総称」を知的資産と定義した。リレバンでいうソフト情報は、経営者の資質・戦略・経営ビジョン・業界や地域での評判、技術力、従業員の資質・技能、その企業のブランド・ネットワークなど「貸し手と借り手の長期的に継続する関係の中から、外部から通常は入手しにくい借り手の信用情報」(03年3月金融審リレバン報告)と定義されている。ある学者は、①非公開情報であること、②包括的取引を長期的に継続することによってのみ得られる情報であること、③コンフィデンシャル(外部に開示しない。秘匿の意)な面が残り、独占されるものであること、という特色をもつものとしている。

ところが、このソフト情報はリレバンに固有な課題であるコントラクティング問題(contracting problem)を生じさせることが知

られている。ソフト情報は数量化されないため、担当者たとえば融資担当者(ローンオフィサー)に集積・蓄積される傾向にある。財務情報などの定量情報は数量化して組織のなかにデータベース化することが可能で、円滑に伝達されるのに対し、ソフト情報は伝達されないのである種のエージェンシー問題が融資担当者と経営陣との間に発生して混乱を招くこともある。

そこで、ソフト情報をいかに共有し、データベース化するのがリレバンを活かすポイントになるという発想に到ったのである。先のMERITUMは、知的資産を、人的資産(従業員が退職時に一緒に持ち出す知識で、ノウハウ、モチベーション、経験など)、構造資産(従業員の退職時に企業内に残留する知識で、データベース、文化、システムなど)、関係資産(企業の対外的関係に付随した全ての資産で、イメージ、顧客満足度など)として整理した。つまりこの3つの資産をうまく表現できればよい。

リレバンを活かすも殺すも、この知的資産をいかに把握し、文書化し、ビジュアル化するかなのである。07年4月のリレバンの恒久化に当たって、中小・地域金融機関向けの総合的監督指針の事業価値を見極める融資手法の中に「特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した知的資産経営報告書の活用」という一文があり、知的資産は監督行政上も重視されることになった。金融検査マニュアル「中小企業融資編」は、「継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか」を評価する必要性を示し、「企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性」を検証ポイントに例示している。「検査においては、当該企業の技術力等について、…あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要」とし、今後の事業計画書等を重視すること、ソフト情報に基づく成長性の評価は金融機関の対応が良好であれば「金融機関が企業訪問や経営

指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する」としている。

このように、金融行政の中に知的資産が既に十分組み込まれているのである。ところが、実際の融資では、この知的資産評価が十分ではない印象がある。われわれの調査では地域金融機関は財務情報7対非財務情報3、で融資を行なうことが分かったが、従来型の発想ではなく、知的資産をより重視した融資姿勢に重きを置くことが必要である。世界金融危機の中で、担保不足になり、足元の業況不振で返済余力のない企業は多い。しかし、このような状況で将来性のある企業を育てるには、新たな発想で融資に取り組むことが期待され、そのためのインフラは整っていることを周知したい。